

## 防府市消防本部ハラスメント等調査委員会設置要綱

平成29年11月6日制定

(設置)

第1条 防府市消防本部ハラスメント等通報窓口（以下「窓口」という。）の求めに応じ、防府市消防本部にハラスメント等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 消防本部におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントなどのハラスメント並びに消防に関連する不祥事(以下「ハラスメント等」という。)の事案に関する事実関係の調査
- (2) 市長への前項に掲げる調査結果の報告
- (3) 窓口との連絡調整
- (4) その他ハラスメント等の事案の調査に関する活動

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員3人以内で組織する。

- 2 委員長は、消防本部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、消防総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、消防総務課職員のうちから委員長が任命する。
- 5 委員は、委員長が特に必要と認める場合、前項の規定に関わらず、弁護士などの第三者を委嘱することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査)

第5条 委員会は、ハラスメント等に関する事実関係の調査を行うため、関係者への聴取を行うことができる。

2 委員長は、委員の一部を調査員に任命し、前項の調査を行わせるとともに、その結果の報告を求めることができる。

3 委員長は、前2項の調査を実施するに当たり、特に必要と認める場合は、消防本部の他の課の職員をオブザーバーとして調査に加えることができる。

(報告)

第6条 委員会は、通報案件ごとに事実関係を調査した上で、その結果を取りまとめ、消防長に報告する。

2 委員会は、前項の調査をした結果、対象案件が、防府市消防本部の懲戒処分基準に照らし、懲戒処分が行われる可能性がある場合は、市長に報告する。

(委員会の活動に関する協力)

第7条 委員会は、必要に応じて、消防職員並びに防府市消防本部ハラスメント等通報窓口及び防府市消防本部相談窓口に対し、その業務について協力を求めることができる。

(委員の義務)

第8条 委員長、副委員長、委員及び第5条第3項に掲げるオブザーバー（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員等の職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、消防総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。